

市からの連絡帳



税

今年度の納期

今年度の市民税・都民税、固定資産税・都市計画税等の納期は、下表のとおりです。納税には口座振替が便利です。ご利用ください。

なお、納期限を過ぎると延滞金が加算されたり、差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。納期内の納税にご協力ください。

納税などにお困りの事情がある方は、お気軽にご相談ください。

納税課 田(☎460-9831)

5月	固定資産税・都市計画税 軽自動車税	1期
6月	市民税・都民税(普通徴収)	1期
7月	固定資産税・都市計画税	2期
8月	市民税・都民税(普通徴収)	2期
10月	市民税・都民税(普通徴収)	3期
12月	固定資産税・都市計画税	3期
1月	市民税・都民税(普通徴収)	4期
2月	固定資産税・都市計画税	4期

納期限日は、各納期月の末日(ただし、12月は25日)です。

納期限日が土・日曜日、祝日などの金融機関休業日の場合は、翌金融機関営業日に繰り延べます。口座振替は、振替開始希望日の45日前までに申し込んでください。

保険・年金・各種申請

国民健康保険の届け出

世帯主の方は、自分の世帯に属する被保険者の資格に異動があったとき(他の健康保険加入脱退時、他市町村へ転出時、当市へ転入時、死亡時<sup>※</sup>)は、必ず14日以内に届け出をしてください。

75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者が国保に加入する場合

健康保険組合などから発行される「資格喪失証明書」を持参のうえ、健康年金課で手続きをしてください。新たに保険料を負担していただくこととなりますが、65~74歳の被扶養者の方は、申請により保険料が軽減されます。併せて手続きをお願いします。

健康年金課 田(☎460-9822)



国保に加入するとき

事由	必要なもの	届け出先
他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、転出証明書	市民課(田無庁舎・保谷庁舎) 谷戸・柳橋・中原出張所
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳	市民課(田無庁舎・保谷庁舎) 谷戸・柳橋・中原出張所
職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書または離職票)	健康年金課(田無庁舎) 市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎) 谷戸・柳橋・中原出張所
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、被扶養者でなくなったことがわかる証明書	健康年金課(田無庁舎) 市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎)
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書	健康年金課(田無庁舎) 市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎)
外国人が加入するとき	外国人登録証	健康年金課(田無庁舎)

国保をやめるとき

事由	必要なもの	届け出先
他の市区町村に転出するとき	印鑑、保険証、高齢受給者証	市民課(田無庁舎・保谷庁舎) 谷戸・柳橋・中原出張所
死亡したとき	印鑑、保険証、死亡を証明するもの、高齢受給者証	市民課(田無庁舎) 谷戸・柳橋・中原出張所
職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証(職場の健康保険証が未交付の場合は、加入した証明)	健康年金課(田無庁舎) 市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎) 谷戸・柳橋・中原出張所
職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証(職場の健康保険証が未交付の場合は、加入した証明)	健康年金課(田無庁舎) 市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎) 谷戸・柳橋・中原出張所
生活保護を受け始めたとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書	健康年金課(田無庁舎) 市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎)
外国人がやめるとき	保険証	健康年金課(田無庁舎)

その他の届け出

事由	必要なもの	届け出先
退職者医療制度の対象となったとき	印鑑、保険証、厚生年金証書、共済年金証書	健康年金課(田無庁舎)
市内で住所が変わったとき	印鑑、保険証、高齢受給者証	市民課(田無庁舎・保谷庁舎) 谷戸・柳橋・中原出張所
世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、保険証、高齢受給者証	市民課(田無庁舎・保谷庁舎) 谷戸・柳橋・中原出張所
世帯を分けたり、一緒になったとき	印鑑、保険証、高齢受給者証	市民課(田無庁舎・保谷庁舎) 谷戸・柳橋・中原出張所
他の市区町村で施設入所や長期入院するとき	印鑑、保険証、在園証明書(施設入所のみ)、高齢受給者証	健康年金課(田無庁舎)
修学のため、子どもが他の市町村に住むとき	印鑑、保険証、在学証明書または学生証	健康年金課(田無庁舎) 市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎)
保険証および高齢受給者証を無くしたとき(または汚れて使えないとき)	印鑑、身分を証明するもの	健康年金課(田無庁舎)

4月以降の離婚時の厚生年金の分割

4月に国民年金第3号被保険者がある国民年金第2号被保険者(厚生年金被保険者)が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることが、法律に明記されました。

これにより、平成20年4月1日以降に離婚などが成立した場合は、第3号被保険者からの請求により、平成20年4月以降の第3号被保険者期間に対する第2号被保険者の厚生年金の保険料納付記録を自動的に2分の1に分割(3号分割)することができます。

なお、平成20年3月以前の婚姻期間については、当事者間の合意または裁判手続きにより決定された割合(50%を上限)により分割することとなります。

また、国民年金第2号被保険者が婚姻期間を計算の基礎とする障害厚生年金の受給権者である場合には、保険料納付記録の分割により障害厚生年金の額が低下してしまうことから、この場合は「3号分割」による分割はできませんのでご注意ください。

問武蔵野社会保険事務所 (☎0422-56-1411)

健康年金課 田(☎460-9825)

市民課からのお知らせ

5月1日から各種届け出や証明書の発行の際の本人確認をより厳格にさせていただきます。戸籍法、住民基本台帳法の改正により、戸籍の届け出・謄抄本などの請求、住民票の異動届・写しの請求の際、顔写真付きの証明書や複数の証明書の提示が義務づけられました。また、届け出内容や利用目的の確認のため、関係資料の提示をお願いすることになります。今後も個人情報の保護に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

市民課 田(☎460-9820)

保(☎438-4020)

子育て

5月5日~11日は「全国児童福祉週間」です

~つたわるよ めとめをあわせてはなしたら~

この運動は、児童福祉の理念の普及・啓発や、家庭における親子のふれあい促進などを目的とし、各関係省庁や団体が、全国でさまざまな取り組みを行うものです。

主唱 厚生労働省・(社福)全国社会福祉協議会・(財)こども未来財団  
子育て支援課 田(☎460-9840)



児童手当・児童育成手当 新規申請

~6月が年度更新月です!~

現在手当を受給されていない方で支給要件に該当する方は、新規申請手続きが必要です。所得・扶養人数などの関係で新年度から該当の方は、5月中旬に申請してください。手当の支給は申請の翌月からとなります。所得が一定額以上の場合は、手当は支給されません(表2参照)。

◆児童手当

☑小学校修了前(12歳到達後最初の年度末)の児童を養育している方  
支給金額 右上表1参照  
所得制限 右上表2参照  
必要書類 右上表3参照

◆育成手当

☑父・母が婚姻を解消または、同様の状態(父または母が死亡・重度の障害・生死不明<sup>※</sup>)にある18歳に達した日が属する年度末日以前の児童を扶養している方

受給者が事実婚状態にある場合などは対象となりません。

支給金額 月額13,500円(児童1人あたり)  
所得制限 右上表2参照  
必要書類 右上表3参照(後日提出可)

◆障害手当

☑「愛の手帳」1~3度、「身体障害者手帳」1~2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を養育している方

支給金額 月額15,500円  
所得制限 下表2参照  
必要書類 下表3参照(後日提出可)

子育て支援課 田(☎460-9840)

表1 平成20年度支給額

児童	支給額(月額)
3歳未満の児童	10,000円
3歳以上~小学校修了前の児童	第1子 5,000円
	第2子 5,000円
	第3子以降 10,000円

表2 平成20年度所得制限額表(平成19年中の所得額)

扶養人数	児童手当		児童育成手当
	国民年金加入および年金未加入の方	国民年金以外の年金に加入している方	
0人	4,600,000円	5,320,000円	3,604,000円
1人	4,980,000円	5,700,000円	3,984,000円
2人	5,360,000円	6,080,000円	4,364,000円
3人	5,740,000円	6,460,000円	4,744,000円

以降1人増すごとに38万円加算-

表3 申請に必要なもの

	児童手当	児童育成手当	児童育成手当(障害)
印鑑			
戸籍謄本(申請者および児童のもの)			
20年度所得証明書 平成20年1月2日以降に転入の方			
健康保険証の写し <sup>※</sup>			
申請者名義の預金口座のわかるもの(郵便局以外)			
身体障害者手帳・愛の手帳(お持ちの方)			
その他(調査書類 <sup>※</sup> )			

ファミリー・サポート・センターファミリー会員登録説明会

子どもを預けたい方(ファミリー会員) 子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。ファミリー会員の登録希望の方は出席してください(子ども同伴可)電話申し込み要。

時・場 5月10日(土)午前10時~正午・保谷庁舎 5月21日(水)午前10時~正午・イングリッド

必要なもの 保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚、印鑑、80円切手1枚(会員証郵送用)

田 5月9日(金)午後5時

5月20日(火)午後5時

までに当センターへ

ファミリー・サポート・センター事務局(☎438-4121)

福祉

5月は赤十字会員(社員)募集月間です

~赤十字活動資金へご協力を!~

赤十字会員(社員)とは、年額500円以上の会費(社資)を日本赤十字社の活動資金としてご協力いただける方のことです。皆さんから寄せられた活動資金で、国内外における災害時等の救護・救援活動、血液・医療事業などを実施しています。期間中、皆さんのお宅を赤十字協賛委員などが伺いますので、ご理解とご協力をお願いします。

時・場 5月中・市内全域

生活福祉課

保(☎464-1311内線2311)